

海岸保全施設操作補助員募集要項

項 目	内 容
職名及び人数	海岸保全施設操作補助員（1名）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、 <u>期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	港湾局 東京港建設事務所 高潮対策センター （江東区辰巳1-1-33）
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・水門、排水機場設備点検、運転時の計測、記録等の補助に関すること ・設備操作、点検、運転作業時の周辺の警戒業務に関すること ・点検時等の清掃、後片付けに関すること ・点検、保守時の資機材運搬業務の補助に関すること ・工具等の管理及びメンテナンス業務に関すること ・防潮堤、内部護岸の調査の補助業務に関すること ・保守委託関連業務に関すること ・上記のほか、特にセンター所長等が指示する地区保守担当に係る業務に関すること
応募資格・求められる能力	次の条件の全てに該当すること。 (1)水門もしくは排水機場又はポンプ場等の大型ポンプを有する施設についての知識を有すること・高潮対策活動に責任と熱意を有していること (2)パソコン（Excel、Word等）の基本的な操作ができること (3)地震、台風、高潮等の非常時対応職場であるため、必要な場合に土日・祝日、夜間等の勤務に従事が可能であること (4)協調性があり、業務に対し強い責任感がある (5)健康で、かつ、職務を遂行する意欲を有する
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分（休憩時間含まず） （7時30分から16時15分まで、8時00分から16時45分まで、他（勤務区分については、所属において調整を要する。）） ただし、所属長の命により、必要な場合は土日・祝日勤務及び超過勤務が生じることがある。
休憩時間	常勤職員の例による

<p>休暇等</p>	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
<p>報酬額</p>	<p>月額 208,100円 (年度途中で報酬等が増額、減額改定される場合あり)</p> <p>通勤手当相当額を別途支給 (上限 150,000円/月)</p> <p>※原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※年度途中で報酬等が増額又は減額改訂される場合あり</p>
<p>社会保険</p>	<p>共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 (法令等の要件による)</p>
<p>選考方法</p>	<p>(1) 第一次選考：申込書による書類選考</p> <p>(2) 第二次選考 (第一次選考に合格した者対象)：面接</p>
<p>応募方法等</p>	<p>以下の書類を令和8年2月27日(金)16時までに下の「申込先」宛てにメールをすること。</p> <p>なお、メールでの申込が困難な場合は、郵送での申込も可とする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員申込書 (顔写真を必ず貼付)</p> <p>(2) 直近に実施した一般健康診断結果票の写</p> <p>※応募書類を本選考以外の目的で使用することはありません。</p> <p>※応募書類は返却しませんのでご了承ください。(責任廃棄)</p>
<p>申込先・問合せ先</p>	<p>港湾局東京港建設事務所庶務課 庶務担当 小池、山崎</p> <p>メールアドレス S0000532@section.metro.tokyo.jp</p> <p>〒108-0075 東京都港区港南3-9-56</p> <p>電話 03-3471-0441</p>